

第 30 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 11 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2 B 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉 議 時 刻	9 時 25 分							
会 長	大 関 守 宏		会 長 代 理		島 田 勇 ・ 藤 間 光 治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議 席 番 号	氏 名	摘 要		議 席 番 号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出 ○ 席 欠 席		9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席	
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席		10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席		11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席		12	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席		13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④			⑭		
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮		
	⑥			⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦			⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、新井委員、太田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、熊谷市佐谷田〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字富士山通〇〇〇〇番〇、地目：畑、259㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。さきたま古墳公園瓦塚古墳の北に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、持田〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、久喜市菖蒲町上大崎〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する小敷田字桜町〇〇〇番〇、地目：田、631㎡ 外4筆、計2,120㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。国道17号バイパスの西に位置する小敷田地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、北河原〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、北河原〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する北河原字高橋〇〇〇番〇、地目：田、400㎡ 外1筆、計1,944㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する北河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
--	---	--

<p>「議案第2号」 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問等がないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。議案第2号は2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇さんが、持田〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：畑、1,011㎡の内724㎡、外2筆、計1,121㎡について、令和3年11月15日付けで送電線路建替工事用地として一時転用の許可を取得しておりますが、その許可内容のうち、工事期間の変更をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、持田地内から下忍地内を通っている特別高圧架空送電線路「行田線」の鉄塔建替工事を前期・後期の2回に分けて行っておりますが、水道庁舎のところの建て替え用地について、関係行政機関との調整が予定より早く終わったことから後期工事を前倒しし、前期工事から継続して工事を行うために期間の延長をするものでございます。転用期間は、12ヵ月から21ヵ月になりますが、一時転用期間の上限である3年以内であり、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。国道17号バイパスの下り線沿い、カインズモールの南に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、群馬県邑楽郡板倉町飯野〇〇〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、上池守〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外2名がそれぞれ所有する上池守字畑通〇〇〇番〇、地目：畑、191㎡ 外7筆、計5,483㎡について、令和3年3月12日付けで太陽光発電施設敷地として転用許可を取得しておりますが、その許可内容のうち、計画区域の変更をしたいとして申請があったもの</p>

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て</p>	<p>議長 中村委員 事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>でございます。</p> <p>申請人は、群馬県内に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、令和 3 年に受けた許可の計画敷地の間にあった不要道路敷の払い下げについて協議がまとまり、所有権移転が完了したことから、その土地も含めて一体的に利用するため計画区域の変更をするものでございます。この計画変更では農地についての増減はなく、不用道路敷のみの増加であり、また、不用道路敷に隣接する農地もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する上池守地内の集落内農地で、斜線部分が農地、白抜き部分が農地以外で細長い箇所が不要道路敷になります。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>不用道路敷はどこが所有していたのですか。</p> <p>市が所有している赤道（昔は道路であった土地で道路認定されずに残った土地）です。</p> <p>他にございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>他にないようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 3 ページをお願いします。議案第 3 号は、7 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、鴻巣市広田〇〇〇〇番地〇－〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、小針〇〇〇番地〇義理の父である〇〇 〇さんが所有する小針字星川〇〇〇番〇、地目：畑、2 4 3 m² 外 1 筆、計 4 5 5 m² について、使用貸借により住宅 1 棟、9 9. 5 7 m² を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭で不便を感じるようになってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったもの</p>
--	---	--

でございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の西に位置する小針地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、小見〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、忍〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、469㎡ 外1筆、計488㎡について、売買により住宅1棟、138.67㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、父親が勤める会社の社宅で両親や兄弟と夫婦で同居しておりますが、大変手狭であり、また、父親の定年に合わせて来年度中に社宅を出ることも決まっていることから、住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇〇さんが所有する小見字観音前通〇〇〇〇番〇、地目：田、468㎡ 外1筆、計1,407㎡について、売買により住宅4棟、計238.48㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、本市を中心に住宅建築業務を行っておりますが、新しい事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道佐野行田線の東に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、下忍〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する下忍字東谷〇〇〇〇番〇、地目：田、157㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、隣接する敷地の住宅で生活しておりますが、息子の住宅を本件の申請地も含めて隣接地に建設しようとしたところ、都市計画法の基準により宅地内でしか建築が出来なかったことから自己の住宅敷地内に息子の住宅を建築することにし、現在建築中であります。このため、駐車スペースが無くなってしまったことから、本件申請地を駐車場にするため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。下忍小学校の西に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、谷郷〇丁目〇〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する渡柳字陣場〇〇〇〇番〇、地目：畑、979㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で給排水設備工事業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場の拡充が必要となりました。既存の資材置場が市内の北部にあることから、南部地域で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。さきたま古墳公園 奥の山古墳の南に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。

次の進行番号6と7は、大阪市中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号6は、野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん外1名が所有する野字谷端〇〇〇〇番、地目：畑、588㎡ 外1筆、計842㎡について、進行番号7は、東京都世田谷区太子堂〇丁目〇〇番〇号ー〇〇〇号 〇 〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇、地目：田、277㎡ 外5筆、計3,067㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

進行番号に6の事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万8,863kwh、進行番号7の事業計画は、太陽光パネルを計504枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを3箇所接続、年間発電量が29万2,900kwhで、それぞれ設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページと12ページをご覧ください。進行番号6が11ページで国道17号バイパスの北に位置する野地内の集落内農地でございます。進行番号7が12ページでさきたま古墳公園 丸墓山古墳の北東に位置する長野地内の集落内農地でございます。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る11月21日、現地調査をしていただいておりますので、

報告事項	伊東委員	伊東委員にご報告をお願いいたします。 去る11月21日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第3号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	中村委員	譲渡人が東京の人ですが、現況はどうなっていますか。誰かに耕作してもらっていたのですか。
	事務局次長	現況は耕作されていませんが、保全管理されています。
	新井委員	耕作してもらっていましたが、その方が亡くなってしまったのです。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	他にないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主任	議案書4ページをご覧ください。 (1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。 本件は、5件の届出があり、転用目的は、資材置き場、駐車場、住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 本件は、1件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。

6 その他	事務局長 主任	ありがとうございました。 つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・農業委員会手帳の配布について 以上をもちまして、第30回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:25)
7 閉会	事務局長	

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....